

第三者委員会報告書格付け委員会

総合評価

評価対象： 株式会社東芝が設置した第三者委員会が 2015 年 7 月 20 日に公表した「調査報告書（全文版）」

評価日： 2015 年 11 月 20 日

総合評価： A評価 0名
B評価 0名
C評価 4名（齊藤誠、高巖、行方洋一、八田進二）
D評価 1名（竹内朗）

F評価 3名（久保利英明、國廣正、塩谷喜雄）

以上

個別評価

委員： 國廣 正

評価： F

理由：

I. 調査スコープ

1. 第三者委員会が調査対象にしていない事項

(1) WEC (Westinghouse Electric Corporation) についての巨額の暖簾問題（調査対象にしていない事項 – その1）

本調査報告書は、「電力社・SIS社・CS社における工事進行基準（第2章）」「映像事業における経費計上（第3章）」「パソコン事業における部品取引（第4章）」「半導体事業における在庫評価（第5章）」についての会計処理問題のみを「委嘱事項」として、調査対象とし、それ以外の会計処理については、調査対象からはずしている（11）。

第三者委員会は、本件不適切会計の「動機」となりうるWECについての巨額の暖簾問題は、調査していない。

(2) 監査法人（調査対象にしていない事項 – その2）

本調査報告書は、新日本監査法人の監査が適切であったかどうかを調査していない。

これほどの多数、多額、かつ複数年度の不適切会計につき、監査法人が「何も気づかなかった」こと自体が不自然である。仮に、「東芝に巧妙に騙された」という結論に至るにすると、その検証が必要だが、行われていない。

さらに、監査における主要テーマの1つであったはずのWECについての巨額の暖簾問題について、監査法人が職業的懐疑心をもって監査を行ったかについても、「委託事項ではない」として、一切、調査がなされていない。

2. 第三者委員会の調査スコープ

第三者委員会ガイドラインは、「調査スコープは、第三者委員会設置の目的を達成するために必要十分なものでなければならない」としている（指針第1. 1. (1) ①）。調査スコープが依頼企業の「言いなり」に限定されれば、第三者委員会の独立性、中立性が確保されず、ステークホルダーのために、不祥事の実態が把握できないからである。

しかし、本第三者委員会は、調査スコープを自ら定めることなく、東芝により限定された4点の「委嘱事項」についてだけ調査を行い、極めて重要と考えられるWEC問題と監査法人問題については、調査の対象からはずしている。

3. 日弁連ガイドラインに準拠するかのごとき外観の作出

東芝は、5月8日、「日本弁護士連合会の定めるガイドラインに準拠した第三者委員会を設置する」というプレスリリースを行っている。

加えて、本報告書では「東芝は、・・・5月8日、調査結果に対するステークホルダーからの信頼性を更に高めるため、特別調査委員会による調査の枠組みから、日本弁護士連合会の定めるガイドラインに準拠した、東芝と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会（中略）による調査の枠組みに移行することを決定した」（14）と明記する。

他方、本報告書は「本委員会の調査及び調査の結果は、東芝からの委嘱を受けて、東芝のためだけに行われたものである」（19）としてステークホルダーのための調査であることを否定している。実質的にも、上記のとおり、本第三者委員会は、最も本質的な部分において日弁連ガイドラインに準拠していないことは明らかであり、本第三者委員会が日弁連ガイドラインに準拠してステークホルダーのために調査する意図が全くないことは明らかである。

仮に、本第三者委員会が「日弁連ガイドラインに準拠する意思はない」という立場であるならば、依頼者である東芝が5月8日に行った「日本弁護士連合会の定めるガイドラインに準拠した第三者委員会を設置する」というプレスリリースを明示的に否定することがフェアな対応というべきであるが、そのようなことは行われていない。これはWECについての巨額の暖簾問題を含む本件の真因を知りたいと考えるステークホルダーに対する誠実な対応とはいえない。

4. 調査スコープの縮小が、東芝の企業価値をさらに毀損したこと

東芝は、11月17日に至り、WECが過去の決算で計上した減損損失について、東証から適時開示の基準を守っていないと指摘されたと発表した。

このように、本第三者委員会は当然調査スコープに加えるべき重要事項を東芝の「いいなり」に調査対象からはずしたことも一因となって、東芝の開示姿勢自体が強い社会的非難を浴びる状況を生じさせ、東芝の企業価値を、さらに毀損した。

II. 内容面の不十分性

1. 本件不適切会計の「動機」の解明が抜け落ちていること

本件の不適切会計は、1つの業務分野だけで偶然的に起こったことではなく、トップ主導で、全社的に広く発生した事象である。だとすれば、「何故、トップは利益の嵩上げ上げをしなければならなかったのか」という動機を解明しなければ、原因論として不十分である。第三者委員会に求められるのは、「なぜ、トップが不適切会計に手を染めたのか」という「動機」の解明である。しかし、本調査報告書は、この解明を行おうとしていない。

本調査報告書は、「原因」として、『不適切会計は、経営トップの関与により、経営判断として行われたもので、これを是正することは事実上不可能』（63）とする。しかし、これは「トップの不正は部下や社内ルールでは止められない」という内部統制論の教科書の引き写しに過ぎず、到底、本件における「原因」とはいえない。

『当期利益至上主義』（64）も不適切会計の「原因」だとしている。しかし、利益の追求は企業であれば当然のことであり、解明すべきは「なぜ、経営陣が利益至上主義（不適切会計にまで及ぶ利益追求主義）に至ったか」ということである。

さらに、本調査報告書が「原因」としてあげる『上司の意向に逆らうことができない企業風土』(64)、『外部からは発見しにくい巧妙な形で行われてきたこと』(65)は、「トップの不正を止められなかった理由」や「発見できなかった理由」になり得ても、「なぜ、トップが不適切会計に手を染めたのか」という「原因」「動機」にはなりえない。

このように、第三者委員会は、本件不適切会計の「動機」を探求しようとせず、動機の1つと推測されるWECについての巨額の暖簾問題そのものを調査対象からはずしている。このこと自体が、かえって、それが動機ではないかという疑いを強めている。

2. コーポレートガバナンス上の重要な問題点を指摘していないこと

本報告書には、監査委員であるS取締役がK監査委員長に「会計処理について不適切なものが含まれていないかどうかを精査し、法律及び会計の専門家の意見を徴する」(239)ことを申し出たが、「今ごろ事を荒立てると決算に間に合わなくなる」(240)等と言われて引き下がった事実が記載されている。

このような状況において、コーポレートガバナンス上、まさに行動が期待されるのが社外取締役である。社外取締役に重要なリスク情報が伝達され、社外取締役が社内の論理に縛られることなく適切な行動をして不正の芽を摘むことがコーポレートガバナンスの要である。しかし、本報告書は、「なぜ、S取締役は社外取締役に情報伝達しなかったのか」という点、つまり東芝のコーポレートガバナンスが「形だけ」のものになっていた理由について、何ら突っ込んだ調査を行おうとしていない。この意味で、本第三者委員会の調査には重大な抜け漏れがある。

Ⅲ. 調査報告書の内容が繰り返しリークされたこと

本第三者委員会が調査報告書を公表する前から、その内容が繰り返し報道されているが、その報道内容から見て、本第三者委員会内部から情報が流出した疑いが極めて強い。

にもかかわらず、本第三者委員会は、情報管理の問題点の自己検証を行おうともしない。これらの点は、「3社長の責任追及にマスコミを誘導し、本質的問題から目を反らせようとしていたのではないか」という疑問すら生じさせかねず、本第三者委員会の公正性、中立性に対する信頼を揺るがしかねない。

Ⅳ. 結論

以上述べたとおり、本第三者委員会は、①調査スコープの設定において第三者委員会としての基本的立場を放棄していること、②東芝から独立した第三者委員会ではないことについて自己の立場を明確にせず、フェアな姿勢を欠くこと、③このような姿勢が、結局、さらなる東芝の企業価値の毀損を生じさせていること、④調査報告書の内容自体も、動機の解明やコーポレートガバナンス上の重要問題などについて極めて不十分であること、⑤加えて、意図的なリークという疑いを招きかねないほどのずさんな情報管理の姿勢も指摘せざるを得ない。したがって、F評価にするほかないと考える。

第三者委員会報告書格付け委員会

※ 國廣は東芝の子会社である東芝メディカルシステムズと一定の職務上の関係があるが、敢えて今回の格付けに参加した。なお、東芝メディカルシステムズについては不正会計の問題は認められていない。

以上